

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年5月25日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コブシナ等)	1市5町2村 ^{※2}		1市5町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)			—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 棚倉町
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
くさそでつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
くさそでつ(ごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ぜんまい(野生のものに限る。)	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
うわばみそう(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
須賀川市、国見町			—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
ふき	高麗村		—
ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
わらび	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
わらび(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区倉字行津及び原町区大字原和田城の区域に限る。)		—
小豆	福島市(旧大笠生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆を除く。)		—
大豆	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)		—
米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	新田川 (支流を含む。)	—
米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)		
米 (平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米 (平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米 (平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウダイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物3種 ^{※7}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
インジンの肉	全域		6市10町4村 ^{※9}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉村		—
ノワサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉地蔵堂、原町区高倉字呉屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木根、原町区馬場字五台山、原町区原町字馬場字栗原、原町区原町字栗原、原町区原町字洋井及び原町区大原字和田城の区域)、川俣町(山木町の区域に限る)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、いわき市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、楢葉町、楢葉町

*2 南京市(東京)電力株式会社福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内の区域にまたがる原町区高倉字助藤、原町区高倉字崖屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師長、原町区片倉字

行津及び原町区大原字と田城の区域に限る)、川俣町(山木の区域に限る)、富岡町、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯石村

市内には、古くから存在する木造の建築物が数多く残る。木造の建築物の中でも、市内に現存するものの中でも最も古いものとして、元治元年(1864年)の「大田木村(白井町)の寺」がある。また、市内には、古くから存在する木造の建築物が数多く残る。木造の建築物の中でも、市内に現存するものの中でも最も古いものとして、元治元年(1864年)の「大田木村(白井町)の寺」がある。

*4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る)、郡上市(旧富久山町の区域に限る)、いわき市(旧山田村の区域に限る)、須賀川市(旧西柴村の区域に限る)、相馬市(旧玉野村の区域に限る)、二本松市(旧波

川村の区域に限る。)田村市・都路町・船引町・横山町・庄原町・石見郡島根町・森吉町・若狭町・常葉町・石见郡仁多町・市内有林国営森林管理署251林班の一部、252林班、253林班までの3林班並木の一部の区域に限る。)南相馬市・小高区・原町区(片平字・字行津本の区域に限る)、猿場(五台山字・字横木)及び宇喜田字の区域に限る。)宇摩(弓削字・字吹屋)及び宇木松木の区域に限る。)小浜字・字間除を除く)宇摩に限る。

る。」下川小、堤某、沼井某、米田某、小木沢某、鶴谷、大字田堀、字義舎、字義範、字高田、字北原、字宇佐久後、字花井又及び字宇根高林の区域に限る。及川大字(田代村の区域に限る)の区域に限る。」並に市内有林地被管理監督課は「2003林班から2008林班まで、2008年9月から2104林班まで、2104林班を除く2109林班を除く区域に限る。」伊達市は、署名本付

旧沼沢村、旧富村に亘る旧舟田町、小国村及び伊豆月置町の区域に限る。)、川俣町(木屋宇町に町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町、稻葉町、川内村及び飯能村(北境並に伊豆内国松林森森林署230林班、2305林班及び2310林班を除く区域に限る。)

*6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指しにより設定された仮退避区域を「区域に限る」)、川俣町(平成25年8月7日付け指しにより設定された仮退避区域を「区域に限る」)、猪苗代町(平成25年3月7日付け指しにより設定された仮退避区域を「区域に限る」)、大熊町(平成25年3月7日付け指しにより設定された仮退避区域を「区域に限る」)、双葉町(平成25年3月7日付け指しにより設定された仮退避区域を「区域に限る」)、浪川町(平成25年3月7日付け指しにより設定された仮退避区域を「区域に限る」)。

限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*福島県農業生産者連合会(平成24年3月10日付け指針)による設立された制限区間及び避難指示牌表示規則(備前市に限る)、川俣町(平成25年3月7日付)では指定する「市町村名と開拓用耕地区別地図」(以下「開拓地図」)、住居表示(平成24年3月29日付)における「市町村名と開拓地図」(以下「開拓地図」)、河沼郡(平成25年3月付)では「市町村名と開拓用耕地区別地図」(以下「開拓地図」)、猪苗代町(平成25年3月付)では「市町村名と開拓用耕地区別地図」(以下「開拓地図」)。

（注）付帯地の「上原町」は、現在の「上原町」ではなく、かつて存在した「上原町」である。この付帯地は、現在の「上原町」の北側に位置する。また、「上原町」は、現在の「上原町」の北側に位置する。

※当社調べにおいて、現用されているヘリコプターに、現在までの稼動（10月稼働までの）中の失敗率（ヒートヒリヤー損傷への出荷比率）を示すよう記載

*8月当該場において前倒されている午時に、県外への移動・午後未満のものとの区除く)、及び宿場への往来を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年5月25日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	たけのこ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
雑穀	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
肉	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	牛の肉*
	シカの肉	全域
肉	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	たけのこ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大溝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	アユ(養殖を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イソシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	たけのこ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	スズキ	イシガレイ
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イソシの肉	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年5月25日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	たけのこ	日光市、大田原市、矢板市、那須町 くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) 大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	水産物	イワナ(養殖を除く。)
	肉	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) 牛の肉* 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 イノシシの肉 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 シカの肉 全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	たけのこ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績・平成27年5月25日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月25日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月25日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月25日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、青森市 H24.10.30~: 青森市 H25.1.1~: 鎌ヶ大奖町
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市忠山崎灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県島最大高潮時海岸線で囲まれた海面
岩手県		出荷制限
木本	たけのこ	H24.4.31~: 一関市、奥州市 H24.5.30~: 薩摩村田市 H24.6.12~: 一関市、奥州市 H24.4.13~H27.4.10~一部解除: 薩摩村田市、住田町 H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大船渡市 H24.4.28~H27.4.10~一部解除: 堂石市、奥州市、平泉町 H24.4.28~H27.4.10~一部解除: 金ヶ崎町 H24.5.7~H27.4.10~一部解除: 逸所市 H24.5.7~H28.10.7~一部解除: 花巻市、北上市、山田町 H24.5.10~H28.4.25解除: 蓼岡市
	原木(露地栽培)	H24.4.13~H27.4.10~一部解除: 薩摩村田市、住田町 H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大船渡市 H24.4.28~H27.4.10~一部解除: 堂石市、奥州市、平泉町 H24.5.7~H27.4.10~一部解除: 逸所市 H24.5.7~H28.10.7~一部解除: 花巻市、北上市、山田町 H24.5.10~H28.4.25解除: 蓼岡市
	原木(露地栽培)	H24.10.18~: 大船渡市、堂石市 H24.10.23~: 薩摩村田市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.10.11~: 一関市、薩摩高田市、平泉町 H24.10.18~: 堂石市 H24.10.18~: 奥州市 H24.10.29~: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7~: 逸所市 H25.10.9~: 住田町 H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 蓼岡市 H24.5.15~: 堂石市 H24.5.18~: 住田町 H25.5.9~: 北上市 H25.5.18~: 逸所市 H27.5.12~: 一関市 H24.5.30~: 一関市、奥州市 H24.6.10~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 住田町 H24.5.16~: 奥州市、薩摩高田市 H25.5.17~: 一関市 H25.5.4~: 平泉町 H28.5.7~: 堂石市
	野菜類	H24.5.10~H28.4.25解除: 一関市(旧藤清水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H24.11.13~H26.4.11解除: 蓼岡市(旧浜川村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.10~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 逸所市 H24.5.17~: 一関市 H25.5.17~: 逸所市 H25.5.4~: 平泉町 H28.5.7~: 堂石市
	せんまい	H24.5.10~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 住田町 H24.5.16~: 奥州市、薩摩高田市 H25.5.17~: 一関市 H25.5.4~: 平泉町 H28.5.7~: 堂石市
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.10~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 逸所市 H24.5.17~: 一関市 H25.5.17~: 逸所市 H25.5.4~: 平泉町 H28.5.7~: 堂石市
	雜穀	H25.1.4~H25.2.4~一部解除: 一関市(旧藤清水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H24.11.13~H26.4.11解除: 蓼岡市(旧浜川村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	穀類	ソバ H24.11.30~H26.4.11解除: 蓼岡市(旧浜川村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	ズスキ	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.5.4~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H25.5.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県島最大高潮時海岸線に至る線
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8~: 釜井川(支流を含む。) 及び勝川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手川(支流を含む。) ひ早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11~H28.8.25解除: 大川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.8.1~H23.8.25~一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	肉	クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉 H24.7.28~: 金城
	宮城県	出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~: 丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧阿耕村の区域に限る。) H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町(旧阿耕村及び旧小斎村の区域に限る。) H24.6.29~: 東原市
	原木(露地栽培)	H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大崎市 H24.4.25~: 東松島市 H24.4.25~H28.8.20~一部解除: 壇米市 H24.4.27~: 名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、富谷町 H24.5.9~: 色麻町 H24.5.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大崎村 H24.4.27~H27.2.19~一部解除: 仙台市 H24.5.7~H27.2.19~一部解除: 大和町 H24.5.10~: 大崎市 H24.5.10~: 仙台市(支流を含む。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 東原市、大崎市 H24.5.24~: 仙台市
	<さそてつ(ごみ)	H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町 H24.5.9~: 気仙沼市
	こしあぶら	H24.5.15~: 大崎市、南三陸町 H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.7~: 大和町 H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17~: 大崎市
	せんまい	H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17~: 大崎市
	たらのめ(野生のものに限る。)	H24.6.28~: 気仙沼市、東原市、大崎市
	雜穀	大豆 H25.1.4~H25.3.15~一部解除: 葉原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H25.5.19~解除: 葉原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	穀類	米(平成25年度) ソバ H24.11.16~H26.4.11解除: 葉原市(旧成合村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市(旧一里村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	クロダイ	H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
	スズキ	H24.11.3~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
	ヒラメ	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
	マダラ	H24.5.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線
	ヒガフグ	H24.5.8~H26.2.18解除: 潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	アユ(養殖を除く。)	H24.5.27~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白柳堰より上流の白石川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14~: 大崎市の大崎ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋萩大堤の上流(支流を含む。) H24.5.24~: 三道子のうち黒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)及び名取川のうち勝川4号堰の上流(支流を除く。)
	ウグイ	H24.6.22~: 一迫川のうち黒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び勝川(支流を含む。)
	肉	牛の肉 インシの肉 クマの肉 H24.5.18~H26.8.25解除: 宮城県内の北川(支流を含む。)

※□の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月25日現在

山形県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10～: 全域
秋田県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除: 全域
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市
カキナ		H23.3.21～4.17解除: 全域
バセリ		H23.3.23～4.17解除: 全域
野菜類		H24.4.6～: 湯沢市、小美玉市 H24.4.6～H27.4.17解除: つばみらい市 H24.4.13～: 石川市、鶴ヶ島市、荒城町、利根町 たけのこ H24.4.13～H27.4.17解除: 守谷市 H24.4.13～H27.4.24解除: 取手市 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.20～: 北茨城市、大洗町
原木シタケ(露地栽培)		H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～: 荒城町、阿見町 H24.4.6～: 常陸大宮市、守谷市、つばみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、那珂市
原木シタケ(施設栽培)		H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 安城市
こしあぶら		H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
水産物	イシガレイ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.8.2解除: 北緯36度38分の線、我が国排他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロメバル	H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～H26.14解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ	
ヒラメ	H24.4.17～H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカマグロ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 鹿児島、北薩及び遠洋漁業並びにこれらの適用に流入する河川並びに常陸利根川	
ギンブリ(養殖を除く。)	H24.4.17～H27.3.24解除: 霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの適用に流入する河川並びに常陸利根川	
ウナギ	H24.5.7～H26.1.30: 安城市内の那珂川(支流を含む。) H26.11.12～: 茨城県内の利根川のうらぬ太根の下流(支流を含む。)	
肉	イシシの肉	H23.12.2～H23.12.21(一部解除): 須貝市(野生のものに限る。) 検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H25.11.1解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、湘南市、守谷市、筑西市、鉾田市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～-10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除: 大子町 H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸大子市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.2.24解除: 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2～H24.10.15解除: 那珂市 H23.6.2～H24.10.11解除: つば市 H23.6.2～H25.4.3解除: 牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除: 小美玉市
栃木県	ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
原木シタケ(露地栽培)		H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.10～H28.7.3一部解除: 羽賀町 H24.4.11～: 益子町 H24.4.11～H27.2.20一部解除: 白光市、大田原市 H24.4.12～H27.2.20一部解除: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市貝町 H24.4.15～: 御木町(旧岩舟町を除く。)、壬生町 H24.2.18～H28.10.24一部解除: 那須塩原市 H24.2.18～H28.10.23一部解除: 矢板市 H24.4.10～: 那須町 H24.4.10～H28.8.28一部解除: 羽賀町 H24.4.12～H27.2.20一部解除: 大田原市 H24.5.29～H28.8.28一部解除: さくら市 H24.6.4～H28.4.17一部解除: 鹿沼市 H24.6.28～: 壬生町 H24.11.28～H28.10.24一部解除: 日光市
原木クリタケ(露地栽培)		H24.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H24.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.8～: 塙谷町 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.14～: 那須塩原市、日光市
原木ナメコ(露地栽培)		H24.10.4～: 矢板市 H24.10.10～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 壬生町 H24.11.12～: 那須烏山市 H24.11.19～: さくら市 H24.12.11～: 大田原市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、塙谷町、那珂川町 H24.4.7～: 矢板市 H24.4.9～: 矢板市 H24.4.15～: 那須町 H24.5.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.7.18～: 茂木町 H24.8.2～: 壬生町 H24.10.4～: 矢板市 H24.10.10～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 壬生町 H24.11.12～: 那須烏山市 H24.11.19～: さくら市 H24.12.11～: 大田原市
たけのこ		H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 矢板市
(さもてつ(こごみ)(野生のものに限る。)		H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市、日光市
こしあぶら(野生のものに限る。)		H24.5.1～: さくら市 H24.5.25～: 那須町 H24.5.25～: 高根沢町 H24.6.30～: 市貝町 H24.6.5～: 宇都宮市、日光市
さんしょう(野生のものに限る。)		H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.5.18～: 市貝町 H24.5.18～: 那須塩原市
せんまい(野生のものに限る。)		H24.5.7～: 鹿沼市 H24.6.27～: 大田原市、矢板市 H24.6.5～: 那須町 H24.6.5～: 市貝町 H24.6.18～: 宇都宮市 H24.6.19～: 羽賀町 H24.6.18～: 日光市 H24.8.1～: 那須塩原市 H25.6.15～: さくら市 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.5.16～: 宇都宮市、日光市 H25.5.28～: 矢板市
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.6.14～: 那須塩原市、那須町 H24.6.15～: 市貝町 H24.6.18～: 宇都宮市 H24.6.19～: 羽賀町 H24.6.18～: 日光市 H24.8.1～: 那須塩原市 H25.6.15～: さくら市 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.5.16～: 宇都宮市、日光市 H25.5.28～: 矢板市
わらび(野生のものに限る。)		H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市
クリ		H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市

* ■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月25日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.5.25解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙ダムの上流及びその支流を除く。)
	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H23.8.2～H23.8.25～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.12.5～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
肉	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域 H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 稲田町、東吾妻町、綿村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.10～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.18～: みなかみ町
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川町(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.9解除: 音羽川のうち川俣橋の上流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.8.12～: 金城 (H24.8.8～H25.8.28解禁) 海棲川(支流を含む。)
その他	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 藤生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～: 鶴巻町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海老山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ ショウギク、サンガクサイ、サンチュ ハセリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	たけのこ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.5～H25.10.23解除: 埼玉市、栗原町 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 斎藤市
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 我孫子市 H23.10.11～H28.10.14～: 鹿嶺市 H23.11.10～: 鹿嶺市 H23.12.22～H28.10.14～: 佐貫市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.16～H28.3.19～: 山武市 H24.1.14～H28.10.14～: 富津市 H24.5.16～H28.3.19～: 富津市 H24.11.14～H28.11.20～: 富津市 H24.12.14～H28.10.14～: 富津市
	ダンブナ ゴイ ワナギ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀川に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) H25.7.3～: 手賀沼及び手賀川に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H26.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛海水機場及び印旛水門の上流、両継用排水第一海水機場の下流、八路川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H24.5.21解除: 大網白里町 H23.6.2～H24.5.25解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び鼠島崎村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士宮市、富士河口湖町、鳴翠町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鹿井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H25.10.21～: 佐久穂町
	こしあぶら	H26.5.21～: 長野市、熊沢沢町 H26.5.28～: 中野市、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
茶	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 褐脣市	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績・平成27年5月25日現在

福島県	摂取制限
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） 非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 球形葉菜類（キャベツ等） H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
野菜	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.4.13～：飯館村 H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に関する野生キノコに限る） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域 ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象